



ホームページQRコード

東日本ジャーナル

http://www.jrtu-east.org/

JR東日本労働組合

〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号

TEL (NTT) 03-3453-2107 (JR) 057-2290

発行者/藤本圭一 編集者/嶋田信胤

1部20円(但し組合費を含む)

東日本ユニオンは全組合員とつながっている!

4月7日、安倍首相は「緊急事態宣言」を発令し、4月16日には対象地域を全都道府県に拡大、5月4日には「5月31日までの延長」を発表した。

全世界で新型コロナウイルス感染症防止・拡大防止の対策を進める中、私たち東日本ユニオンは「新型コロナウイルスに関する課題」を最大の課題と位置づけ、組合員と家族の命を守ることを第一義に、組織の全力をあげて取り組みを進めている。その一つとして東日本ユニオンは、これまで八次にわたり新型コロナウイルスに対する「ガイドライン」を発出し、組合員に感染防止と感染拡大防止にむけた啓発活動の実践を呼びかけている。

私たちJR労働者は公共交通機関の一員として、感染リスクを抱えながらも社会インフラを支え、人々が生活を営む上で欠かせない仕事に従事している。まさに「エッセンシャルワーカー」として自らの業務の重要性を認識しながら、いまこの時も鉄道を止めることなく現場第一線で奮闘している私たちの姿は「社会がパニックに陥らない」大きな要因として評価されている。

一方、経営側は社員を新型コロナウイルスから守るために、不要な研修や会議の中止をはじめ、各職場では「自宅待機」「テレワーク」などの勤務指示を行っている。労働組合としてオンの運動を継続している。

私たちがJR労働者は公共交通機関の一員として、感染リスクを抱えながらも社会インフラを支え、人々が生活を営む上で欠かせない仕事に従事している。まさに「エッセンシャルワーカー」として自らの業務の重要性を認識しながら、いまこの時も鉄道を止めることなく現場第一線で奮闘している私たちの姿は「社会がパニックに陥らない」大きな要因として評価されている。

一方、経営側は社員を新型コロナウイルスから守るために、不要な研修や会議の中止をはじめ、各職場では「自宅待機」「テレワーク」などの勤務指示を行っている。労働組合としてオンの運動を継続している。

新入社員のみなさん 入社おめでとうございます!

私たちJR東日本労働組合(東日本ユニオン)の組合員は、すべての支社で駅や運転士、車掌、検修、車両製作、設備、指令など、さまざまなジャンルで活躍しています。また「安全の確立」を第一に、働く環境や賃金など労働条件の向上にむけて、力をあわせて取り組むとともに、楽しいレクリエーションも開催しています。

また、会社と「労働条件に関する協約」(労働協約)を締結しており、出向や転籍などにおいては、所属する組合員に対して「就業規則」を超える効力があります。この効力の適応範囲は労働協約を締結している労働組合の組合員のみとなり、組合に所属していない社員に対しては、就業規則しか適用されません。

東日本ユニオンのホームページなどご覧の上、お気軽にご相談ください。

ぜひ、私たち(労働組合=東日本ユニオン)と一緒に活動しませんか。みなさんの加入をお待ちしております!

「新型コロナウイルス」に関する緊急申し入れを提出し、4月30日に団体交渉を行う!

判断基準をめぐり対立!

4月15日に申第三十号「JR東日本の社員を新型コロナウイルスから守るための緊急申し入れ」を経営側に提出した。

列車運行に支障がないと判断される社員(企画部門の社員、運転職場の指導員や出勤準備の社員等)や妊娠中の社員、基礎疾患を抱えている社員の対応については、すでにテレワークや自宅待機など会社指示が出されているものの、JR東日本全体で統一性が図られてはいない。

また「抗がん剤治療」を受けている社員が箇所に「テレワークまたは自宅待機」を申し出ているが、会社の対応は申請に対して「検討中であり総合的に判断する」という姿勢のまま、何も現状は変わらないまま月日が過ぎていく。

公共性を有した当社は、現在の状況下においても鉄道輸送を通じた社会的使命を果たすことが求められている。しかしその一方で、政府指導に則った社員の命を守るための取り組みにも力を入れなければならない。中央本部は経営側に緊急申し入れを行うとともに、六つの労働組合(JR東労組、国労東日本本部、ジェイアール・イーストユニオン、新鉄労組、ひがし労、JR東日本輸送サービス労働組合)に共同行動要請を行った。

組合側:重症化するリスク

が高妊婦や基礎疾患のある社員の不安申告に応える業務形態(テレワーク、免除)を、命を守るために優先的かつ一律の対応を求める。

組合側:会社が社員を新型コロナウイルスから守る

うと、感染リスクを減らすために様々な取り組みを行っていることは認識している。しかし、その取り組みが一貫性がなく、判断にも時間がかかっている。不安申告があれば

組合側:会社が社員を新型コロナウイルスから守る

職場に出勤しなくてもよい勤務指示を直ちに発行すること。

組合側:「自宅待機」の勤務

業務証明の新設を求める。経営側:現行の制度(テレワーク、免除)で妥当と考えており、新設する考えはない。

東日本ユニオン

新型コロナウイルスに対する第八次ガイドライン

東日本ユニオンは「新型コロナウイルスに関する課題」を最大の課題とします。組合員とご家族を守るために「第八次ガイドライン」を発出します。組合員への周知および徹底をお願いします。

①東日本ユニオン・中央本部専用の携帯電話を開いたしました。新型コロナウイルスに関する問題など、何かありましたら以下の連絡先におかけください。また、中央本部事務所の入室希望の際も、事前にこちらへおかけください。

東日本ユニオン中央本部
JR電話 057-2290 NTT電話 03-3453-2107
携帯電話 080-4444-5470

②各級機関相互および組合員と役員相互の「連絡体制の確立」の徹底を再度はかります。

③「新型コロナウイルス」に関して問題が発生した場合は、速やかに東日本ユニオン役員に連絡・相談・報告してください。なお、個人情報は厳重に管理します。

④引き続き「うがい・手洗いの励行」と、可能な限りマスクを着用して体調管理に努めるとともに、3密(密閉、密集、密接)を厳禁してください。

⑤当面、5月15日(金)までの間、各級機関(各協議会を含む)のいずれも会議など、組合員が集う取り組みは行わないよう徹底してください。

⑥当面、5月15日(金)までの間、中央本部事務所を含む各級機関の組合事務所の使用を制限します。組合事務所での3密を禁止するために「在室人数の上限」を定めました。組合事務所への入室を希望する際は、事前に必ず組合役員(担当者)から入室許可を得ることを周知徹底してください。

2020年5月5日
JR東日本労働組合
中央執行委員長 藤本圭一

が高まることも考えなければならぬ。一律に対応することはできない。

療機関、健康推進センター、産科など専門医の判断を確認している。2.業務の支障の有無で判断する。

「免除」の2種類
◇業務により労働時間を短くするなど柔軟に対応する。一例として「午前中は業務」「午後は免除(自宅待機)」など

自宅待機の取り扱いが明確となる

4月23日、申第三十一号「自宅待機」の勤務証明の新設を求める緊急申し入れを経営側に提出した。

JR東日本は「新型コロナウイルス」の感染機会を減らす目的で「自宅待機」という勤務の取り扱いをしている。「自宅待機」の指示が「勤務免除」として勤務証明がされているなど、各支社、各職場において取り扱いのバラツキがあり、スピード感もないことから、東日本ユニオンは「現行の就業規則での対応では限界がある」と判断し、緊急申し入れを行い団体交渉に臨んだ。

組合側:「自宅待機」の勤務証明の新設を求める

物理的に事後になる場合はある。
・「欠勤願」をまとめて事後に提出することは間違いであり、直ちに是正していく。

組合側:「自宅待機」の勤務証明の新設を求める

必要最小限の社員以外は「帰す」ことを、本社は各支社・各職場に指導
・短時間行路の「その他時間」は、極力自宅待機とするよう指示をしている。

組合側:「自宅待機」の勤務証明の新設を求める

「免除」でも系統問わず「出勤と退勤の連絡(点呼)」が必要
・点呼の方法はフェイスブックや電話など現場判断となる。

組合側:「自宅待機」の勤務証明の新設を求める

「自宅待機(免除)」は実労働時間とし「月間労働時間」に積算
・自宅待機中(免除)、呼び出しで所定労働時間を超えた場合の超過勤務手当はB単価

組合側:「自宅待機」の勤務証明の新設を求める

※呼び出しで所定労働時間を越えた場合は
【例】乗務員9時00分から16時10分までの自宅待機で10時に呼び出し、17時30分に退勤の場合
10時00分から17時10分(7時間10分)までA単価(100/100)
17時10分から17時30分(20分)がB単価(13)

組合側:「自宅待機」の勤務証明の新設を求める

一旦指定した勤務及び休日(の取扱い)(勤務変更等)に変更なし
・今後、労基署において「新型コロナウイルス」に伴う超過勤務は「33発動」と認められれば、取り扱いに変更は生じる。

2020年4月1日の新年度より、 制度はどう変わるのか

新年度の4月1日より「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施」をはじめとした各会社施策が実施された。改めて新設や改正された制度を紹介していく。

各地で「新たなジョブローテーション」による異動が行われている、東日本ユニオンは状況の把握を行い、今後は施策の検証を行っていく。

新たなジョブローテーションの実施

○車掌試験、運転士試験を廃止（乗務員への異動は「任用の基準」となる）

○車掌を経ずに運転士になること、駅配属の中途採用社員が乗務員になることが可能となる

○車掌と運転士の職名を「乗務係」に統一

○「同一担務の従事期間が最長でも概ね10年を超えないように異動または担務変更」がスタート

○「ライフサイクルの深度化」を廃止

○基本給加算（キャリア加算）※総合職と本人の責に帰する事由はキャリア加算の対象外
○発令を受けて該当する区分が二以上に達した場合、基本給額に2千円を加算する（一回限り、重複適用なし）
○昭和62年4月1日以降の発令により、二区分以上に該当する社員は令和2年4月1日をもって基本給に2千円を加算する（55歳以上の社員は賃金規程附則第

3項が適用される

○車両、施設、電気の区分の社員で、会社が定める資格等取得した場合、資格等取得した日の属する月の翌月一日に基本給額に2千円を加算する

○三職経験等による基本給調整を廃止
○夜勤手当の見直し↓C単価 一時間あたりの賃金額に40/100を乗じたもの（以前は35/100）

○職務手当の見直し↓「乗務員の見習の技術指導を行う者」に5千円の職務手当を支給

○賃金制度等の改正（旅費制度の改正）
○日当及び宿泊諸雑費を廃止（業務上、必要な経費は実費を支給）

○日当等の廃止に伴う特別措置として、平成29年4月から令和2年3月までの社員個々の過去三年分の日当等の支給実績に基づく一ヶ月平均の支給額を基礎額とし、36を乗じた額を「一時金」として支給（令和2年度の夏季手当時に支給）

○連絡旅費の見直し
○業務旅費として社員が業務のために旅行した

○職務旅費の見直し↓日当等の廃止に伴い、助勤旅行、乗務員、その他乗務の旅費を廃止

○赴任旅費の見直し
○転勤により社員が旧勤務所から新勤務所へ旅行する場合は、交通費、宿泊料、移転料及び扶養親族移転料を支給

○家財運送料は会社の定める範囲内で会社が実費負担（専用窓口経由で希望日や業者を調整し、費用は会社が精算）
○移転料は4万円。扶養親族移転料は扶養親族一人あたり1万円を支給

○養育休暇の見直し（小学校6年生の年度末までの子と同居する社員が子の養育を必要とする場合）
○小学校3年生の年度末までの子は、一ヶ月につき5日以内の必要な日
○小学校4年生から小学

校6年生の年度末までの子は、一ヶ月につき3日以内の必要な日
※子が二名以上で、上記の要件を満たした場合においても一ヶ月につき5日以内が上限

○介護休暇の見直し
○介護休暇規程第3条に規定する要介護者を有する社員が、介護、その他の世話が必要とする場合、要介護者一人につき一年度において5日以内の必要な日（二名以上の場合、一年度につき10日以内の必要な日）

○介護休暇、介護休業等の事由の証明となる書類は「要介護者が介護を要する状態にある事実を証明する書類」に変更

○看護休暇の見直し
○小学校6年生の年度末までの子と同居する社員が、子の負傷または疾病の看護等を必要とする場合、一年度につき5日以内の必要な日（二名以上の場合、一年度につき10日以内）

○事実の証明は、病院などの「薬の袋」なども可能
○「配偶者出産休暇」を新設したほか「育児休暇」と「静養休暇」を無給から有給に変更
※出向中のエルダー社員は、原則、出向先の規定による

○精勤手当の支給範囲の見直し（私傷病による

雇用契約終了時等の緩和）
○「私傷病により継続180日間欠勤し、雇用契約を終了した者、勤務成績が著しく不良で解雇が相当と認められた場合、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められた場合及びその他、解雇が相当と認められる事由がある場合により解雇された者への精勤手当を支給しない」とする規定を廃止

○パワーハラスメントに関する「防止規定」及び「懲戒規定」を新設

○退職手当の支給制限等の見直し（社員の非違行為に際する退職手当の支給制限等の見直し）

○高度プロフェッショナル制度に対応した規定の整備

○グリーンスタッフ（休暇など）とテナボラリースタッフ（手当など）に関する見直し

○車両メンテナンスに従事するエリア職採用（新卒）、エリア採用（中途）の新入社員、車両メンテナンス業務を請け負うグループ会社の新入社員等（任意）を対象に、総合研修センター及び総合車両センター等で統一した教育体制のもと、基礎知識及び基礎技術等を習得する

電気部門の新たな新幹線体制の確立について

結果的に東日本ユニオンの要求通りに実施が延期

2018年11月22日に経営側より提案を受けた「電気部門の変革2022」の「電気部門の新たな新幹線体制の確立」については「2020年4月16日に実施する」としていたが、2020年5月13日に延期することが決定した。
東日本ユニオンは、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、現場第一線で奮闘する組合員や社員から寄せられた「社会情勢を無視して施策を進めて良いのか」などの声のもとに、3月3日に提出した申第二十三号「新型コロナウイルス体制をより一層強化し

に関する第二次申し入れ」の第3項で「実施日を延期すること」を要求していた。
経営側は3月30日の団体交渉で「変更する考えはない」との回答であったが、結果的に要求通り延期されることとなった。この決定は実施日の二日前である。本施策に関係する機関と社員のことを考慮し、スピード感のあるJR東日本としての判断が求められるのではないかと、東日本ユニオンは連絡体制をより一層強化し

「電気部門の変革2022」・「電気部門の新たな新幹線体制の確立」とは
新幹線・在来線業務を分離し、新幹線専門の技術センター。メンテナンスセンターを新設する。
そのほか「系統を横断した技術者の育成・配置」や「検査体系の見直し」をはかる。

て、実施日延期と施策自体の問題解決にむけて取り組んでいく。

お知らせ

政府による「緊急事態宣言」の発令に伴い、以下の機関会議の延期とレクリエーションを中止します。

○7月11日に開催するとしていた「第8回定期大会」は延期します。延期に伴う承認手続きなどは、規約・諸規則に則り行います。

○6月5日に開催予定の本部レクリエーションは中心します。
各機関で予定している諸行事の開催状況は、お近くの東日本ユニオン役員にお尋ねください。

私の○○ストーリー

八王子地方本部
赤松寛幸さん
(エスピーエスシー東京総武地下防災センター)



に就職したのと幸せな気分でした。

入社後は仕事を覚えるより早く、入社当時所属していた組合の青年部の超大物が学習会のチ

ューターとして酒田に

た際、私は人生の転換点を迎えます。以来、国鉄

改革を積み、途切れることなく労働組合の役員を

続けています。

次の転換点は「国鉄改

革」でした。1986年



現在、新型コロナウイルスの影響で活動できなくなっていますが、状況になるのを願っています。

群馬県前橋市のダイハツ車体の出向中の最中「広域異動」の話が持ち上がり、当時の東京西鉄道管

理局武蔵小金井電車区に異動になりました。

また、さらに転換点を迎えることになりました。

それは、当時所属していた組合の「組織混乱」です。大勢の職場の中

で異論を唱えるのは私一人、それからの境遇は、息をするのも大変でした。

そこに助け船になったのが、高校時代から続

いてきたバドミントンで

ました。バドミントンで

「特効薬」が開発されて

終息を迎えることを願う毎日です。そして、WB



「世界バドミントン協会」男子シングルスランキング1位の桃田賢斗選手

の言葉ではありますが「今までは自分のことしか

か考えてなかった。今はバドミントンをやらせて

もらっていることに感謝する」という言葉を胸に

刻み、できるだけ早くバドミントンが再開できる

状況になるのを願っています。